

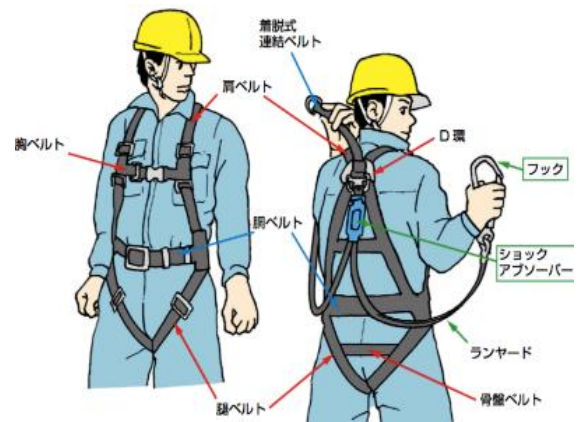
『フルハーネス型 墜落制止用器具 使用作業』特別教育 開催のご案内

7月5日（金）にも開催します

主催 豊橋労働基準協会

高所からの墜落による労働災害防止措置を強化するため労働安全衛生関係政省令等が改正され、本年2月1日から、高所作業で使用が義務付けられる墜落制止用器具（安全帯）は、「フルハーネス型」を使用することが原則となりました。

労働安全衛生規則第36条も改正され、労働安全衛生法第59条第3項で規定される特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」（以下「フルハーネス型使用作業」という。）が追加されました。この改正規定も2月1日に施行され、事業者に対して特別教育の実施が法令上の義務として課されています。



改正を受け、当協会では、中央労働災害防止協会の特別教育インストラクターコース課程を修了した専門講師による法定の教育カリキュラムに基づく「フルハーネス型使用作業」特別教育を開催します。

- 日 時 2019年 7月 5日（金） 午前9時～午後4時40分
（開催当日の受付時に本人確認を行いますので、運転免許証、パスポート等公的機関が発行する顔写真付きのものを提示してください。）
- 会 場 豊川市文化会館 2階大会議室 （所在地：豊川市代田町1丁目20番地の4）
- 対 象 者 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）に従事される方
- 教育内容

学 科	I 作業に関する知識	1時間
	II 墜落制止用器具に関する知識	2時間
	III 労働災害の防止に関する知識	1時間
	IV 関係法令	0.5時間
実 技	V 墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間
		計 6時間

- 受講料 会 員 9,500円（テキスト代・消費税含む。）
非会員 11,500円（テキスト代・消費税含む。）
- 定 員 60名（定員になり次第締切ります。）
- 申込方法 協会事務局へ電話（0532-54-2131）予約の上、裏面の「受講申込書」所定欄にご記入いただき、ファックス（0532-54-2130）にてお送り下さい。受講票と請求書をお送りします。
- お問い合わせ・申込先 豊橋労働基準協会 〒440-0874 豊橋市東松山町14番地
TEL (0532) 54-2131 FAX (0532) 54-2130

※ 注意事項

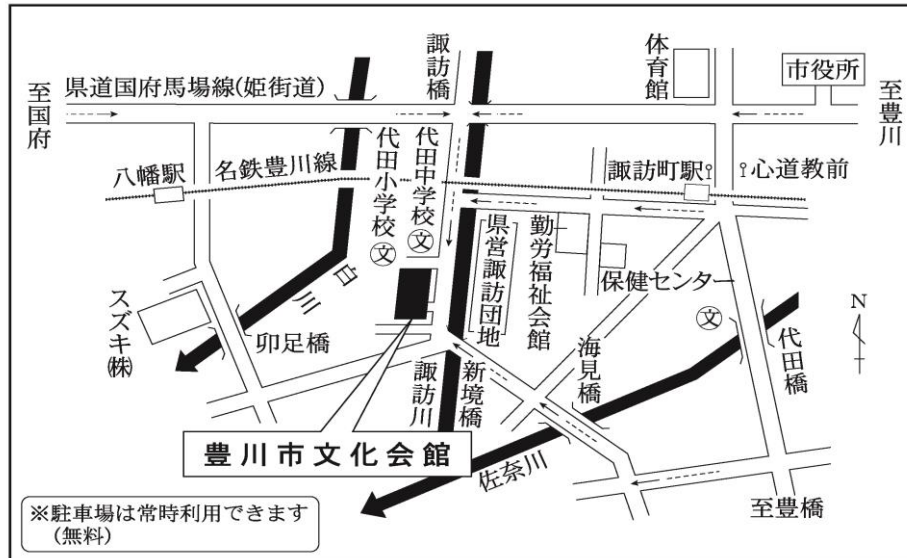
- 各自フルハーネス型墜落制止用器具を持参して下さい。（受講者の貸し借りは不可）
- 持参されない場合は受講ができません。（当日の貸し出しはありません。）

豊川市文化会館案内図

豊川市文化会館

●交通

- 名鉄電車……………
- 諏訪町駅から
- 徒歩15分
- 豊鉄バス……………
- 心道教前から
- 徒歩15分



※ 当日の持ち物 受講票・筆記用具・フルハーネス・運転免許証等本人確認ができる顔写真付きの物

「フルハーネス型使用作業」特別教育 受講申込書

【下欄の太枠内にご記入の上、豊橋労働基準協会あてに Fax でお申込み下さい。】

宛先 豊橋労働基準協会

Fax 0532-54-2130

【開催日】：2019年 7月 5日 (金)

会員・非会員別	会	非							
フリガナ			男 ・ 女	現住所	(都道府県のみ)			受	
受講者氏名				生年月日	昭和・平成	年	月	日生	修
フリガナ			男 ・ 女	現住所	(都道府県のみ)			受	
受講者氏名				生年月日	昭和・平成	年	月	日生	修
フリガナ			男 ・ 女	現住所	(都道府県のみ)			受	
受講者氏名				生年月日	昭和・平成	年	月	日生	修

事業場所在地	〒 -		
事業場名		電話	() -
担当者所属氏名		FAX	() -

● この申込書でご提供いただいた個人情報、今回申込みいただいた特別教育の受講資料としてのみ使用し、目的外の利用を行うことはありません。